

(第13号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には <u>100分の177</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の183</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 附 則 1～14 (略) 15 <u>令和2年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の40」とする。</u>  附 則 この条例は、令和2年3月1日から施行する。	第1条～第5条 (略) (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には <u>100分の170</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 附 則 1～14 (略)

(参 考)

第6条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	170/100	175/100	370/100
改正案	25/100	177/100	183/100	385/100
差	0	7/100	8/100	15/100